

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	加治川地区④ (川尻、古川、二本木、釜杭、高山寺、下草荷、上草荷、向中条、押廻集落)	R3.6	

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	410.95
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	257.72
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	125.44
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.53
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	67.51
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農産物価格の下落や資材費の高騰など、農業の明るい未来が見えない中、後継者の育成や担い手確保も進んでいない。地域内には圃場整備未整備地区もあるため、早急に取り組む必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

草荷集落など、法人等を中心に今後も営農継続が見込まれる集落もあるが、全体的には高齢化が進展しているため、法人を中心に地域内での農地集積・集約を基本に、圃場整備も含めた良好な農地利用を図る。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付意向が明示された場合には、地区内の担い手に貸し付けていくようにする。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイア・経営転換する者がいれば、原則として農地中間管理機構を通して農地の貸し付けを行う。</p>
<p>基盤整備への取組方針 未整備地区があるので早急に取り組みたい。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。